障害者支援施設等の防災対策チェックリスト（参考例）

三重県子ども・福祉部障がい福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〔平成３０年７月策定〕

**１．立地条件の確認と災害の予測**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 河川浸水想定区域内に立地していないか確認している。 |
| □ | 土砂災害危険区域内に立地していないか確認している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 津波浸水予測区域内に立地していないか確認している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 南海トラフ地震や活断層による地震の予測震度等を確認している。 |

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 施設の周辺が過去に経験した災害の状況を確認している。 |
| □ | 古い地図等により、施設が立地する土地の昔の地形を把握している。 |

【対応のポイント】

○施設の立地する場所により、予測しなければならない災害は異なります。

　　○どのような災害の危険性があるか、公表されている各種の資料等を確認し、災害の発生による被害状況を想定することは、施設の被害を軽減するために重要なことです。

|  |
| --- |
| 【参考】◇河川浸水想定区域図　三重県県土整備部河川課のホームページに掲載しています。（http://www.pref.mie.lg.jp/KASEN/HP/84459046892.htm）◇土砂災害危険箇所マップ　三重県県土整備部防災砂防課のホームページ内三重県土砂災害情報提供システムに掲載しています。（http://www1.sabo.pref.mie.jp/mie\_gis/G\_genkyozu.html）◇津波浸水予測図、活断層図、震度予測分布図、液状化危険度予測分布図等　三重県防災対策部のホームページ（防災みえ.jp）に掲載しています。　（http://www.bosaimie.jp）　**※災害情報のメール配信サービスあり**※施設が所在する市町においてもハザードマップを作成しているところもあり、ホームページ等で閲覧することができます。 |

**２．施設（建物）や設備の安全性の把握**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 耐震診断により、施設（建物）の耐震性を確認している。 |

　　【対応のポイント】

　 ○施設の耐震化は、地震等による被害を最小限度にとどめる有効な対策です。

　　○昭和56年5月31日以前に建設（着工含む）された建物は、耐震性能が劣る場合が多いので、耐震診断を受け、耐震性を確認する必要があります。

　　○昭和56年6月1日以降に建設された建物でも、全く壊れないものではありません。地盤によっては想像以上の揺れとなり、建物に影響が生じることがあります。

　　○耐震性が確認されている施設でも、年月の経過とともに、施設の状況は変化することから、定期的に点検を行い、必要な整備を行う必要があります。

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 施設の破損予想箇所の状況について点検をしている。 |

　　【対応のポイント】

　　○地震の揺れにより、配管接合部の切断や抜け落ちの可能性がないか点検を行う必要があります。

○また、屋根や雨戸など、風水害に対する点検も必要になることから、定期的に点検を行い、迅速に修理ができるようにする必要があります。

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 設備・備品の安全性を確認している。 |

　　【対応のポイント】

　　○地震の揺れにより、施設内の設備や備品の落下や転倒、倒壊又は窓ガラス等の飛散により入所者や職員が負傷したり、避難の妨げになる危険性があります。

　　○ロッカー等の備品を固定するとともに、日頃から高い場所や廊下などに不必要なものを置かないようにする必要があります。

　　○建物以外にも、門やブロック塀等の強度や看板等の落下等の危険性について、確認をする必要があります。

　　○また、津波の被害が想定される施設では、情報源となるテレビやラジオのほか、電話、

ＦＡＸ、パソコンなどの通信機器を建物の上階に設置することも重要です。

**３．外部への連絡手段の確保**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 電話が通じないときの施設外部への通信手段が確保されている。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害時には、通信網が輻輳したり、損壊などにより外部との連絡が取れなくなる可能性があります。

　　○災害時優先電話の配置場所を確認することや衛星携帯電話の購入についても検討する必要があります。

　　○また、電話等の連絡手段が一切使用できないことを想定し、職員を連絡要員として派遣するとともに、移動手段としての自転車の配備等についても検討する必要があります。

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 緊急連絡先を明確にしている。 |

　　【対応のポイント】

　　○医療機関、消防署、警察署、市町など、災害時に連絡が必要となる連絡先を把握するとともに、一覧表を作成し、見やすい場所に掲示しておく必要があります。

　　○また、施設の保守管理業者や日常取引先等の連絡リストを作成しておくと、緊急時には有効です。

**４．周辺道路の状況把握**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 施設周辺の道路状況について確認している。 |

　　【対応のポイント】

　　○施設への道路が寸断されれば、入所者の避難や物資の搬入、職員の参集ができなくなることから、施設が孤立しないよう道路の状況を確認しておく必要があります。

　　○実際に道路を歩き、がけ崩れや浸水、建物の倒壊などにより道路が閉塞する可能性について検討し、代替できる可能性のある道路を確保しておく必要があります。

**５．職員体制の確保**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 職員への連絡体制が整備できている。 |

【対応のポイント】

　　○災害に備えて、あるいは災害に際し、必要な職員の参集又は待機を指示し、速やかに災害に対応できる体制を確保するためには、事前に緊急連絡網等を定め、それにより適切に情報が伝達されることが必要です。

　　○電話やメールによる参集連絡等の文案を定型文にすることにより、連絡が迅速化できます。

　　○その他にも、災害発生時に各通信会社が開設する「災害用伝言ダイヤル」や災害用伝言板サービス等の活用も有効です。

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 職員の参集方法、時間等を把握している。 |

【対応のポイント】

　　○夜間や休日など、職員の数が少ない時間帯や曜日に災害が発生した場合、どんな手段により、どれくらいの時間で、どの程度の職員体制が確保できるかを把握しておく必要があります。

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 職員の招集・参集基準を作成している。 |

　　【対応のポイント】

○災害時においては、電話等の不通や錯綜などにより、情報伝達がうまくできなくなることも考えられるため、あらかじめ職員の出勤（参集）基準を定めておくことが必要です。

　　○職員の参集所要時間を把握することにより、一定時間が経過した後も参集できない場合の体制を検討しておくことも必要です。

【参考】　職員参集基準の例（施設の立地環境等を考慮する必要があります。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 災害の種類 | 災害関連情報 | 対象職員 |
| 風水害 | 大雨・洪水警報が発表されたとき | 指定職員 |
| 暴風雨・波浪・高潮警報が発表されたとき |
| 記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報が発表されたとき |
| 台風に伴う暴風雨・波浪・高潮警報が発表されたとき | 全職員 |
| 地震（津波） | 震度４の地震や津波注意報又は津波警報が発表されたとき | 指定職員 |
| 震度５弱以上の地震や津波警報又は大津波警報が発表されたとき | 全職員 |

* 指定職員とは、災害時の役割分担で定めた各班のリーダー等。

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 職員の役割分担表を作成している。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害時の対応を適切に行うためには、あらかじめ災害時の職員の役割分担を明確にしておくことが必要です。

　　○役割分担は、班別に業務をできるだけ具体的に定め、職員に周知徹底を図る必要があります。

　　○また、総括責任者やリーダーを定めるとともに総括責任者やリーダーが不在の場合を想定し、代行者を定めておく必要があります。

**６．避難計画**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 避難場所や避難方法、避難経路を定めている。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害が発生した際に、入所者を安全な場所に迅速に避難させるため、あらかじめ避難場所、避難経路、避難手段等を定めておく必要があります。

　　○避難場所等を定める場合は、災害の種別や道路の破損、河川の氾濫、建物の倒壊など不測の事態に備え複数の避難場所を定めることも重要です。

　　○避難場所や避難経路等については、職員や入所者等がいつでも見ることができるよう、見やすい場所に掲示しておく必要があります。

**７．避難の判断**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 避難の判断基準を定めている。 |

　　【対応のポイント】

　　○市町の防災担当課等から避難に関する情報を得たときや施設や施設周辺で少しでも普段と違う状態を見つけたときは、避難することが必要です。

　　○避難のタイミング

　　　◇土砂災害の場合

　　　　・土砂災害の危険個所付近の施設では、土砂災害警戒情報が発表されたときなど。

　　　◇洪水の場合

　　　　・浸水する前に避難することが原則です。市町からの情報に注意し、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が出た場合。

　　　◇高潮の場合

　　　　・気象庁から高潮警報が発表された段階で避難を考える。

　　　◇地震（津波）の場合

　　　　・発生直後は、直ちに建物の内外を点検し、大きな亀裂や傾きなどが発見されたときは、施設外に避難する。

　　　　・津波による浸水予測地域に立地する施設にあっては、強い揺れを感じたとき。

　　【参考】　**市町が行う避難に関する発令により求められる行動**

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 求められる行動 |
| **避難準備・高齢者等避難開始** | 災害時要援護者（高齢者や障がい者等）、特に避難行動に時間を要する人が避難する。 |
| **避難勧告** | 通常の避難行動をできる人が避難する。 |
| **避難指示（緊急）** | 避難の準備や判断の遅れにより、避難を躊躇していた場合は、直ちに避難する。※事実上の避難命令に等しいものです。 |

**災害時要援護者（高齢者や障がい者等）は、「避難準備・高齢者等避難開始」発令の段階で避難**の開始が求められることから、予め定めた避難場所へ避難するなど適切な行動をとる旨、避難計画に定め、発令された際には適切に　行動してください**。**

**８．入所者等の情報**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 入所者等に関する情報を一覧表に整理している。 |

　　【対応のポイント】

　　○避難に備えるため、入所者等の氏名、生年月日、薬、障がいの状況等が分かる一覧表を作成しておく必要があります。

　　○入所者等の一覧表は非常持出とし、損壊や浸水等の心配のないロッカー等に保管することが必要です。

**９．情報の収集**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 気象情報等必要な情報の入手方法をリストアップしている。 |

　　【対応のポイント】

　　○テレビやラジオのほか、パソコンや携帯端末からも大雨や台風に関する気象情報を入手できるようにする。

|  |
| --- |
| 【参考】◇気象情報　（津地方気象台）　（http://www.jma-net.go.jp/tsu/index.html）◇防災・災害情報（防災みえ.jp）　**※災害情報のメール配信サービスあり**　（http://www.bosaimie.jp） |

**10．ライフライン停止への対応**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 水道やガスが停止した場合の対策を講じている。 |

【対応のポイント】

　　○飲料水は、１人１日３リットルを目安に入所者及び職員分を最低３日分以上を備蓄しておく必要があります。

　　○さらに、近隣の井戸の存在を把握し、災害時に協力が得られるよう体制を確保することも必要です。

　　○燃料を確保するため、近隣の石油販売店を把握しておくことが必要です。

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 電気が停止した場合に備え、自家発電装置を設置している。 |

【対応のポイント】

　　○電気の確保は、「在宅酸素」や「喀痰吸引」などを必要とする入所者の生命に直接影響があることから、自家発電装置の積極的な設置が求められます。

　　○また、自家発電装置の操作方法等について、防災訓練等の機会を通じ職員が体験し、必要となった際には、円滑に操作できるようにしておくことも必要です。

　　○さらに、電源の代替手段として、非常用発電機などを用意しておくことも必要です。

**11．生活物資等の確保**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 食料等は、入所者と職員を含め３日分以上備蓄している。 |

【対応のポイント】

　　○災害が発生した場合は、交通が麻痺し施設運営に必要な物資の供給が受けられない事態となることが想定されます。

○定期的に食料や飲料水など、施設内の備蓄のリストを作成し、常に必要量が保管されているか確認する必要があります。

○備蓄に際しては、１か所に物資を保管するのではなく、数か所に分散して保管することや浸水が想定される施設については建物の２階以上等、浸水被害の恐れのない場所に保管することが必要です。

**12．関係機関との連携**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 市町や消防機関、警察署等との連携を図っている。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害に関する情報が施設に確実に伝わるよう、また、救助活動等に関する協力体制を確立することが必要ですので、日頃からの関係づくりが重要です。

**13．地域との連携**

　　■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 日頃から自治会や地域住民と交流をもって、連携を図っている。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害時には、施設が被災するとともに、多くの職員も被災する可能性があります。こうした状況の中で、入所者の安全確保と生活できる環境を確保するためには、いかに迅速に物的・人的な体制を確保できるかが重要なポイントになります。

○避難時等に地域住民の協力も必要となることから、施設が立地する周辺地域住民等とは、地域の防災訓練に参加するなど、日頃から連携を図っておく必要があります。

○さらに、施設も地域の一員であることから、地域に対しどのような支援ができるか検討しておくことも必要です。

**14．他施設との連携**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 日頃から他の類似施設との連携を図っている。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害時においては、施設で必要となる物資や介護職員等が不足することが想定されることから、他施設から支援が得られるよう、日頃から他施設との関係づくりに努めることが必要です。

　　○この関係を明確なものとするために、入所者の受け入れや職員派遣等の「災害時相互支援協定」を結ぶなど、協力関係を確保することが必要です。

**15．非常災害対策計画等**

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 非常災害対策計画を策定し定期的に見直している。 |

　　【対応のポイント】

　　○避難訓練の実施等により明らかになった事項等について、これに対応できるよう非常災害対策計画の見直しをおこなうことが重要です。

■チェック項目

|  |  |
| --- | --- |
| □ | 防災教育が徹底されており、職員等の防災意識が高い。 |

　　【対応のポイント】

　　○災害による被害を最小限に止めるためには、職員や利用者が日頃から防災意識を強く持つことが重要です。